

自治体直営と公立大学法人による大学運営体制の比較

類型	自治体による直営	公立大学法人
概要	<p>○法改正後、各大学で順次法人化が進んでいる。</p> <p>○自治体で教職員、事務員の採用、学生募集、予算策定、大学運営計画の作成等、すべての運営に係る事務を所掌する</p> <p>※平成27年4月1日現在、公立大学86校、うち公立大学法人70校</p> <p>※私立から公立化した5大学は、すべて公立大学法人を設立</p>	<p>○地方独立行政法人法(平成15年7月成立)において、「公立大学法人」制度を創設。(平成16年4月1日施行)</p> <p>○地方公共団体の選択により、公立大学の法人化が可能</p> <p>○具体的な法人の組織運営等は、地方公共団体の裁量に委ねる弾力的な制度設計</p> <p>○法人の設立は、議会の議決を経て、定款を「総務大臣及び文部科学大臣」が認可(市町村設立の場合は、知事が認可)</p>
組織体制	<p>○自治体組織の一部として、組織編成、定数管理を実施</p> <p>○原則(地方)公務員として所定の規定が適用される。</p> <p>○人事採用等は、設置者(自治体)が所掌する。</p>	<p>○法人が独自に組織編成を行うとともに、教職員の採用についても法人が判断する</p> <p>○非公務員型の人事・組織体系により、大学の自治を確保しつつ弾力的な人事システムの運用が可能</p> <p>○職員等人事は理事長の権限により運営される。</p>
理事長(学長)	<p>○学長は、自治体の長が任命するが、大学の選考組織(評議員会等)の選挙結果を尊重することが多い。</p>	<p>○大学の学長となる理事長は、大学の選考機関の選挙に基づく大学の申出により基づき、設立団体の長が任命する。</p> <p>○大学の学長とならない法人の理事長は自治体の長が人選し、任命。</p> <p>○法人の理事長とならない学長は、選考機関の申出に基づき、理事長が任命。</p>
職員の身分	<p>○教員を含め、職員はすべて公務員</p>	<p>○教員を含め、職員はすべて非公務員化(自治体からの派遣は可能)</p>
予算	<p>○運営費の原資は地方交付税(算入は直営、法人の別なし)</p> <p>○自治体予算の一部として関係費用を計上し、特別会計等を設置して経理処理を行う。</p>	<p>○自治体は、地方交付税を原資とした「運営費交付金」により、法人運営や施設投資等に必要な財源を措置する。</p>
市の役割	<p>○大学の運営を市が行う。</p>	<p>○法人の設立者として、中期目標を定めた上で、法人の監査、評価を毎年行う。</p> <p>○法人は、中期目標に基づき、中期計画等を定め、大学を運営する。</p>
入学料 授業料	<p>○条例で金額、徴収方法、減免等を規定</p>	<p>○法人が自治体の長の認可(議決必要)する上限の範囲内で決定。</p>
土地・建物	<p>○自治体が財産として所有し管理する。</p>	<p>○原則、法人所有(自治体から法人に現物出資)</p> <p>ただし、大規模改修等については、自治体との協議による。</p>
必要な認可	<p>○大学設置者変更認可申請(文部科学省)</p>	<p>○公立大学法人設置認可(市町村が設置する場合は長野県、県が設置する場合は文部科学省)</p> <p>○大学設置者変更認可申請(文部科学省)</p>